

Title	第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰と日本人戦犯裁判
Sub Title	France faced with the Japanese war crimes trials and its return to Indochina after World War II
Author	難波, ちづる(Nanba, Chizuru)
Publisher	
Publication year	2013
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2012. )
JaLC DOI	
Abstract	第二次世界大戦下の「日仏共同支配期」を経て、フランスは戦後、インドシナに復帰を図る。この時期に行われた日本人戦犯裁判に、他の連合軍諸国とともにフランスは参加することとなった。東京裁判とサイゴン裁判という二つの裁判におけるフランスの主な目的は、戦時期のインドシナにおけるヴィシー体制を否定し、日本との協力関係を清算し、共和主義の連続性を強調し、連合軍諸国との密接な協力をはかりながら国際社会へ復帰することにあつたといえよう。
Notes	研究種目：若手研究(B) 研究期間：2009～2012 課題番号：21720273 研究分野：人文学 科研費の分科・細目：史学・西洋史
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_21720273seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_21720273seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 15 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21720273

研究課題名（和文） 第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰と日本人戦犯裁判

研究課題名（英文） France faced with the Japanese War Crimes Trials and its return to Indochina after World War II

研究代表者

難波 ちづる（NAMBA CHIZURU）

慶應義塾大学・経済学部・准教授

研究者番号：20296734

研究成果の概要（和文）：

第二次世界大戦下の「日仏共同支配期」を経て、フランスは戦後、インドシナに復帰を図る。この時期に行われた日本人戦犯裁判に、他の連合軍諸国とともにフランスは参加することとなった。東京裁判とサイゴン裁判という二つの裁判におけるフランスの主な目的は、戦時期のインドシナにおけるヴィシー体制を否定し、日本との協力関係を清算し、共和主義の連続性を強調し、連合軍諸国との密接な協力をはかりながら国際社会へ復帰することにあったといえよう。

研究成果の概要（英文）：

After the Pacific war, France took part in the Tokyo trial with the rest of the allied forces. At the same time, France organized a military tribunal in Saigon in order to condemn the atrocities committed in Indochina where the Japanese army had settled between 1940 and 1945. The Tokyo and Saigon trials significantly staged France's official return to the international level, emphasizing their presence in Asia and ensuring the continuity of their sovereignty in Indochina after they were excluded from the area by Japan. Besides, it was essential for France to officially liquidate the relations between the Vichy regime and Japan in Indochina via those trials, in order to take a step into the post-war era.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
総計	3,700,000	1,110,000	4,810,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：フランス、インドシナ、植民地支配、日本、戦犯裁判

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、博士論文において、第二次世界大戦期・ヴィシー体制下にあるインドシナにおけるフランスの植民地統治の実態を、主に、プロパガンダや文化政策、人々の日常

生活といった側面から明らかにし、また、太平洋戦争遂行のためにインドシナに駐留していた日本とフランスとの競合および協力関係を分析してきた。本研究はその延長上にあり、博士論文において明らかになった諸事実を踏まえ、そこから生じた問題意識を前提

としている。

フランスは、「大東亜共栄圏」を提唱する日本が現地住民をとりこむことを危惧し、日本をけん制し、時に日本人との緊張関係を引き起こしながらも、何よりもインドシナにおける宗主権を死守するために、日本の駐留を受け入れ、日本との協力をはかりながら植民地統治をおこなっていた。また、インドシナのフランス人だけでなく現地住民をも統合するために、「労働・家族・祖国」をスローガンとするヴィシー主義のイデオロギーを広く宣伝し、それに基づいたさまざまな復古主義的かつ抑圧的な政策を展開していった。反体制勢力であるドゴール派の厳しい取り締まりが行われ、共和主義は糾弾され、抑圧的な手段を用いて集中的にインドシナの「ヴィシー化」が遂行されていったが、1945年3月の仏印処理によって、80年近く続いたフランス支配と、5年に及んだ日仏共存は終わりを告げる。同年8月の敗戦を迎えるまで、日本はインドシナ各国に独立を与えながらも、実質的には単独でインドシナを支配した。

太平洋戦争終結後、日本軍によって武力排除されていたフランスは、インドシナに復帰をはかり、支配を再度確立しようと試みる。しかしながら、日本軍の武装解除と治安維持のため、北部には中国軍が、南部にはイギリス軍が駐留し、また、フランスの不在期間の間に、主にベトナムによる反仏運動と独立運動が広がり、フランスの正式な復帰は容易ではなかった。そのような戦後の混乱状況のなかで、日本占領下にあったアジア各地域で行われた日本人の戦争犯罪行為を裁くBC級戦犯裁判と、日本人戦争指導者の罪を裁く東京裁判が、連合国によって開かれることになる。インドシナ植民地政府によって遂行されてきた「対日協力」という事実を踏まえたいうえで、果たしてフランスは、これらの対日戦犯裁判にどのようにかわることになったのか、という問題意識が当研究の出発点となった。

東京裁判やBC級裁判に関する研究は多々あるが、フランスと日本人戦犯裁判のかわりを扱った先行研究はほとんど存在しない状況である。その理由として、インドシナには日本軍が駐留していたとはいえ、他の占領地とは異なり、戦時期の大半を通してフランスの植民地であり続けたため、フランスがこの地で日本の戦争犯罪を裁いたというイメージを抱きにくいということがあげられよう。東京裁判においても、アメリカ、オーストラリア、オランダ、インドといった国々代表の判事や検事の役割は注目されることが多いが、フランスの存在の印象は一般的には薄いといえるだろう。また、フランスが原告となったBC級戦犯裁判であるサイ

ゴン裁判は、他の地で開かれた裁判に比べると比較的規模が小さいということもあろう。実際、サイゴン裁判は、これまでほとんど歴史家の関心を引くことはなかった。先行研究はほとんどなく、フランスにおける関連資料の存在も定かではなかったといえる。しかし小規模とはいえ、起訴された日本人戦犯は230人であり、判決の内容は、死刑判決63人、無期判決23人、有期判決112人である。第二次世界大戦期にフランスと日本がインドシナで「共存」してきたという事実を鑑みると、これは少ないとはいえないであろう。

## 2. 研究の目的

1946年7月のフィリピン独立、47年8月のインド独立など、連合国が相次いで植民地を手放し、国際的には脱植民地化の潮流が顕著となるなかで、フランスはアジアにおける重要拠点であるインドシナに強い執着を示し、この地に再度、植民地支配を確立することに専念していく。1946年末にはインドシナ戦争へと突入することになり、終戦直後におけるインドシナ再支配の過程のプロセスを解き明かすことは、戦後の新たな世界秩序における植民地支配と脱植民地化を考えるうえで重要な歴史的意味をもつであろう。ドゴール率いる新生フランスが、インドシナ復帰にあたって、どのような問題に直面し、いかなる戦後の植民地支配を模索したのかを明らかにすることが必要である。そこでまず、フランスが復帰するにあたり、戦後直後のインドシナはどのような状況におかれていたのか、また、戦時期ヴィシー体制下で遂行された植民地統治や対日政策をどのように認識していたのかを明らかにする。それらを踏まえたいうえで、帝国列強諸国を主要メンバーとする連合国によって設置された日本人戦犯裁判に注目し、フランスが、いかなる意図と思惑をもって東京裁判に参加し、また、サイゴン裁判を遂行したのかを分析する。アジア・太平洋戦争の全貌を明らかにし、日本人の戦争犯罪を追及するために設置されたこれらの裁判は、新たな時代の幕開けの象徴であると同時に、戦後における国際秩序を確立するための連合国間の競合・協力の舞台でもあった。また、これらの裁判は、フランスがインドシナの独立を阻もうとしたインドシナ戦争と並行してなされたのであり、戦後の植民地支配をめぐるフランスの戦略を、そこから切り離して考えることはできないであろう。フランスが裁判に関与した過程を、一次資料を読み解くことによって具体的にたどり、他の連合国諸国との関係を明らかにし、フランスにとってこれらの裁判がいかなる意味をもっていたのか、また、そこには戦時期の清算という行為と、戦後のフラ

ンス植民地主義がそこにどのように立ち現われてくるのかを分析する。

### 3. 研究の方法

以上を明らかにするために依拠するのは、主に日本にある戦犯裁判記録と、フランスにある関連する一次資料である。日本の国立公文書館には、日本の占領地49か所で行われた各BC級裁判の裁判資料が保存されている。このなかにある「サイゴン裁判資料」は、主に、戦後しばらくしてからフランスから返還された起訴状や判決文に加え、裁判の傍聴記録、戦後、戦犯自身によってかかれた手記や彼らに対して行われた聞き取り等からなる。本研究の目的は、裁判内容の分析から日本人が犯した戦争犯罪を明らかにすることにはないが、これらを読み解くことで、裁判の概要や特徴を把握することができる。そこでどのようなことがフランスによって罪として糾弾されたのかを知ることが本研究の大前提となる。東京裁判に関しては、すべての裁判記録が刊行されているため、これを主に参照する。次に、フランスがこれらの裁判にどのようにかかわったのかを明らかにするために、フランス本国政府およびインドシナ当局、そして裁判のために日本に派遣されたフランス代表団らによって作成された報告書等を用いる。サイゴン裁判開廷にあたって行われた日本人戦犯への取り調べや予審記録等の史料は、おそらく、インドシナ戦争の混乱の際に散逸、消失したため、フランスやベトナムの史料館で見つけることができなかった。そのため、エクサンプロバンスの海外文書館、パリの外務省資料館、国立文書館、国防省資料館に保存されている、主に本国・インドシナ・日本の間でやり取りされた文書を分析する。また、回想録や当時の新聞等も用いる。

### 4. 研究成果

日本の敗戦によって、インドシナにおける日本支配は終わりを告げた。9月にはホーチミン率いるベトナム民主共和国が樹立され、独立の興奮と反仏運動の激化といった混乱状態のなか、フランスはすぐにもインドシナに復帰し、「不在期間」によって失われた権威と支配体制を回復しようとする。しかし、日本軍の武装解除と日本人送還事業のため、北部は中国、南部はイギリスが暫定的に統治をはかる。また、フランス本国からの人員補強は、船舶不足のために容易ではなかった。また、終戦直後から、フランス当局は、戦時期インドシナで繰り広げられていた「日仏共存」関係を追及し、その当事者らを取り調べ、彼らの粛清を図る。戦後フランス本国が

らインドシナに送られた「新たな」フランス人と、戦前から生活している「古い」フランス人の間には緊張関係が広がり、再支配のための「団結」からは程遠い状況であった。このようななか、フランスは、インドシナに駐留している中国やイギリスと交渉を行い、この地への正式な復帰を着々と進める。

第二次世界大戦終結以前から、日本の戦争犯罪を調査し、裁く「場」を設けることは、連合国によって決定されていた。フランスにとって、英中両軍が駐留し、復帰もまだ確かではないという状況のなか、インドシナで行われた日本人の戦争犯罪を「宗主国」である自らが裁くことは、この地における支配の存続を象徴する行為でもあり、重要な問題として認識されていた。また、戦争指導者たちの責任を追及するために設置された東京裁判に、連合国の一員としてフランスは判事と検事を派遣することになった。フランスは、東京裁判への参加が正式に決定されるかどうか不安を抱いており、また、他の連合国が「納得」する人材の選出に関しても苦労していた。

中国もイギリスもインドシナから撤退し、フランスによるサイゴン裁判が1946年10月に開廷する。この裁判において、日本人による残虐行為を暴き、裁くことは、日本の支配に完全なる終止符を打つという意味があった。日本の敗戦後も、残留兵の存在などによる日本の影響力の残存をフランスは危惧していたのである。また、この裁判のなかで裁かれた犯罪の多くが、日本に「抵抗」したフランス人に対する拷問・残虐行為であった。ヴィシー体制下で行われた日仏の共存・協力関係を否定し、隠べいしたいフランスは、裁判を通して、ドゴール派の存在や対日抵抗運動、連合国への協力的行為を強調することができたのである。

サイゴン裁判において裁かれたのはほとんどがフランス人に対して行われた犯罪行為であり、現地住民が受けた被害は裁かれることがなかった。日本人の戦争犯罪を追及することは、現地住民に対して重要な意味をもつとフランス当局は認識しながらも、実際には彼らに対する日本の残虐行為を裁かなかったことに、この裁判の限界を見ることができる。「フランス共和国の保護下」にあるすべて人民に対する戦争犯罪の追及という大義は、日仏共通の敵であったベトナムの存在やインドシナ戦争の勃発などによってあいまいなものとなったのである。

東京裁判におけるフランスの最大の目的は、日本のインドシナへの侵略と戦争犯罪行為を追及することであった。かろうじて連合国の一員とはなったものの、100パーセント明確な戦勝国ではなく、微妙な立場で戦後を迎えたフランスにとって、東京裁判に参加することは、他の連合国との密接な関係を築

くと同時に、自国の存在と発言力を国際的に示す意味をもっていた。東京裁判という場において、戦時中の対日協力を徹底的に否定し、日本の残虐行為を糾弾し、インドシナにおけるレジスタンスを強調し、フランスは日本の協力者ではなく、犠牲者であったと主張したのである。

戦後の混乱や英中のインドシナ駐留、情報・人材・資料不足など様々な困難にもかかわらず、周到に、時に強引に、フランスは日本人戦犯裁判という舞台を利用することによって、自国の復権を図り、戦後における再出発を切ったといえよう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

難波 ちづる 「第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰 戦磁器の生産と対日本人戦犯裁判」 『三田学会雑誌』104巻2号、2011年(査読無)

難波 ちづる 「国立公文書館所蔵のサイゴン裁判関係資料について」 『北の丸』第41号 2009年(査読無)

難波 ちづる 「第二次世界大戦下インドシナにおけるフランスのプロパガンダ 日本のプロパガンダとの関係に着目して」 『史学雑誌』118巻11号 2009年(査読有)

[学会発表](計2件)

難波 ちづる 「第二次世界大戦後におけるフランスと日本人戦犯裁判」 関西フランス史研究会 2010年4月11日 京都大学会館

難波 ちづる 「戦後フランスのインドシナにおける復帰と日本人戦犯裁判について」 公開シンポジウム「脱植民地化研究の最前線-植民地責任論からのアプローチ」2009年11月 東京外国語大学

[図書](計1件)

Chizuru Namba, *Français et Japonais en Indochine (1940-1945). Colonisation, propagande et rivalité culturelle*, Paris, Karthala, 2012. 279 pages.

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

難波 ちづる (NAMBA CHIZURU)

慶應義塾大学・経済学部・准教授

研究者番号：20296734

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：